平成２２年（フ）第９１号
鳥取県米子市奥谷945番地コーポクラルテ103号高橋方
債務者　山田　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２３５号
広島市安佐南区長束西４丁目46番17号
債務者　木地　保隆
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５１号
広島市中区西平塚町２番４―403号
債務者　佐々木建築設計事務所こと　佐々木一良
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１５号
広島市中区東白島町６番11―602号
債務者　福原　淳哉
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３８号
広島市東区光町１丁目11番５―625号
債務者　前沢　慎治
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４７号
広島市中区広瀬北町２番28―1512号
債務者　中垣内　浩
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７号
山口県下関市筋川町10番10号
債務者　篠田　　祐
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
山口県下関市長府豊浦町２番５号　レオパレストレンビスタ108号、前住所長崎県南島原市深江町丙1048番地
債務者　薄田　博晶
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目12番９号、前住所山口県下関市彦島迫町４丁目11番９号
債務者　網根　伸雄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目12番９号、前住所山口県下関市彦島迫町４丁目11番９号
債務者　網根　和子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目12番９号、前住所山口県下関市彦島迫町４丁目11番９号
債務者　網根　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目12番９号、住民票上の住所山口県下関市竹崎町２丁目10番４号
債務者　網根　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
愛媛県今治市高市甲158番地６、前住所愛媛県八幡浜市舌間２番耕地406番地、前々住所東京都千代田区神田多町２―６―２　グランド・ガーラ神田314
債務者　吉本めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３３号
福岡県嘉麻市漆生917番地103
債務者　立花　伸子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５１号
福岡県久留米市山川町1161番地８
債務者　豊福　峰香
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９８号
福岡県久留米市三潴町西牟田6337番地２　鳥越団地165号
債務者　野田　佳代
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２０７号
福岡県久留米市津福今町681番地２　レピュートおんつか２　103号
債務者　三隅　清美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部